

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

本案は、障害保健福祉センター分館を新たに設置するほか、自立訓練の利用対象者の範囲を拡大するものです。

【条例改正の背景】

港区立障害保健福祉センターで行う生活介護や放課後等デイサービスにおいては、医療的ケアなど重度障害者の利用者の増加が見込まれており、特に生活介護については定員に達していることから、早期に利用定員の拡大が必要な状況となっています。これを踏まえ、事業の利用定員の拡大を図るため、障害保健福祉センターに近接する民間ビルを賃借して、港区立障害保健福祉センター分館を新たに設置します。

また、施設で実施している自立訓練について、身体障害のない高次脳機能障害者等もサービスを利用することができるよう、利用対象者の範囲を拡大します。

※生活介護や放課後等デイサービス等については引き続き港区立障害保健福祉センターで実施し、障害者が自身で通所する就労継続支援等については分館で実施します。

【条例改正の内容】

①施設の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立障害保健福祉センター分館

位 置 港区芝四丁目18番7号

②障害の種別にかかわらず自立訓練を利用できることとします。

③その他規定の整備

【施行期日】

①及び③については、区規則で定める日（令和9年4月1日予定）

②については令和8年4月1日

【位置図】

